

令和4年3月30日

各障害者支援施設等管理者様
各障害児通所支援事業所管理者様

広島県健康福祉局障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する
外出自粛要請への対応について（通知）

このことについて、令和4年3月16日付けで、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課外から、別紙のとおり事務連絡がありました。

今般、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所等している障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る。）、福祉ホーム、短期入所事業所、療養介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、障害児入所施設をいう。）及び従事者が濃厚接触者となった障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所に限る。）であって、外部からの応援職員の確保が困難な施設に限り、入所者等に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となったこれらの施設・事業所の従事者が、別紙の要件（2ページ参照）を満たす限りにおいて、支援に従事することも可能とする旨が示されました。

については、内容を確認の上、適切に対応してください。

また、施設等の従事者ができる限り濃厚接触者とならないよう、必要な感染予防策を徹底してください。

担 当 指導検査グループ

電 話 082-513-3158 (ダイヤル)

(担当者 片桐)